

お知らせ

令和8年3月9日
北陸地方整備局

積算基準について

入札書提出締切日が令和8年3月1日から3月31日までに設定されている工事及び業務については、令和7年度積算基準に基づくものですが、令和8年2月27日に令和8年度国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定概要が公表されたことを踏まえ、次のとおりの対応措置を行います。

○ 措置内容

令和8年4月1日以降、契約書の規定に基づき、次の方式により算出された請負代金額に変更する協議を行うことができます。

変更後の請負代金額 = $P_{\text{新}} \times k$

$P_{\text{新}}$: 令和8年度から適用する新積算基準に基づき作成した予定価格に相当する額（単価は入札書の提出期限の日のもの）

k : 落札率

○ 工事において当該変更を行う場合、単価合意は変更後の請負代金額について行うものとします。

○ なお、発注者支援業務等積算基準は本措置の対象外です。発注者支援業務については、以下の北陸地方整備局ホームページに掲載している令和8年度発注者支援業務等に適用する積算基準に基づくものとします。

北陸地方地方整備局ホームページ（発注者支援業務 積算基準）

<https://www.hrr.mlit.go.jp/gijyutu/sekkeishiyou/shien.html>